

令和7年度 千葉市ドローン活用推進事業 公募型プロポーザル実施要項

第1 趣旨・目的

本実施要項は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第2条第1項第2号に定める千葉市ドローン活用推進事業及び千葉市未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）別表1の実施に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

第2 事業概要

1 事業実施期間

補助金交付決定の日から原則として令和8年2月28日まで

2 補助額

本市の予算（160万円）の範囲内で決定する。なお、社会受容性の向上に資する事業（下記公募要件実施内容2）については、1件当たりの補助上限額を70万円とする。

3 補助率

補助対象経費の3分の2以内。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 採択件数

1～2件程度（ただし、予算の範囲内）

第3 公募要件等

1 公募要件

実施内容	1 人手不足、施設等の老朽化等の民間事業者が抱える課題に対し、ドローンを活用することによる業務効率化や省力化等に資する事業 2 ドローンを活用した観光コンテンツ創出や空間の新たな利用価値の普及、ドローンに対する社会受容性の向上のため、住民や来訪者等向けに体験又は見学が可能なサービスを提供する事業 3 上記に掲げるもののほか、ドローンの機体開発、実証実験等によりドローン産業の発展・振興に資する事業 (実施要綱第2条第1項第2号)
対象事業者	千葉市内において未来技術等社会実装促進事業を実施する事業者 ただし、上記実施内容1及び3については、千葉市内に本社または事業所を有する事業者に限る。 (補助金交付要綱第3条第1項)
実施地域	千葉市内
対象経費	外注費、実施経費、旅費、事務費、機器整備費、その他市長の認める経費 (補助金交付要綱別表1)
対象外経費	1 補助対象事業に関わる経費のうち、交付決定前の実施にかかった経費

	<p>2 ドローンの購入に要する経費</p> <p>3 間接経費（収入印紙代、振込手数料等）</p> <p>4 補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費</p> <p>5 他の千葉市の補助制度の対象となった経費（千葉市の補助金を活用した団体等の補助も含む。）</p> <p>6 消費税及び地方消費税相当額</p> <p>7 その他、事業目的に照らして直接関係しない経費など、市長が適切でないと判断する経費</p> <p>（補助金交付要綱別表1）</p>
その他特記事項	<p>1 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは業務実施までに確実に受けること。</p> <p>2 業務の実施にあたり、本市との打合せなどに適切・迅速に対応すること。</p> <p>3 業務を的確に実施できる体制・設備等を有していること。</p> <p>4 実施する業務内容、飛行レベル等に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること。</p> <p>5 事業で得られたデータ等の検証及びその検証データを市に提供すること（企業の秘密に関する事項を除く）</p> <p>6 サービス提供による利用料、寄附金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除すること。ただし、補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることは差し支えない。</p> <p>7 市等が主催するイベント・セミナー等でのデモ飛行・事例発表等による普及啓発等に協力すること。</p>

- 2 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 本市、国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - (4) 同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者。
 - (5) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (6) 事業者が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
 - (7) 事業者が所在する市町村民税又は特別区民税を滞納している者
 - (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - (9) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

第4 参加申込手続き等

1 スケジュール

(1) 実施要項の配布、質問・参加申込の受付	令和7年11月18日（火）から
(2) 質問の受付期限	令和7年11月25日（火）午後5時まで
(3) 質問書の回答日（随時）	令和7年11月26日（水）（予定）
(4) 参加資格申込の受付期限	令和7年12月3日（水）午後5時まで
(5) 資格審査結果通知	令和7年12月5日（金）（予定）
(6) 企画提案書等の受付期限	令和7年12月12日（金）午後5時まで
(7) プレゼンテーション審査	令和7年12月中旬頃
(8) 審査結果通知	令和7年12月下旬頃

2 質問書の提出について

本実施要項の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

（1）受付期間

令和7年11月25日（火）午後5時まで

（2）質問方法

下記電子メールアドレス宛てに質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

（3）回答

質問に対する回答は令和7年11月26日（水）までに、随時、千葉市ホームページに掲載を予定している。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しない場合がある。

3 参加資格申込・企画提案書等の提出について

（1）参加資格申込について

下記書類を持参または郵送（令和7年12月3日（水）午後5時（郵送の場合は令和7年12月2日消印有効））にて提出すること。

【提出書類】

ア 様式第2号 企画提案参加申込書（正本1部）

イ 様式第3号 共同提案者一覧表（正本1部）

※共同提案者がいる場合。連携するドローン関連事業者について記載すること。

ウ 様式第4号 委任状（正本1部）

エ 様式第5号 誓約書（正本1部）

※申込者・共同提案者すべての誓約書を提出すること。

オ 参加資格確認書類（共同提案者がいる場合は、共同提案者分も含め各一部提出のこと。）

（ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本

※登記事項証明書がない場合はそれに代わるもの

（イ）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の原本

（ウ）事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書の原本

（エ）事業所所在地の市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書の原本

※発行日はすべて申請日から3か月以内であること。ただし、内容によって期間外に発行されたものも可と
するので、あらかじめ相談すること。

※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は（イ）（ウ）（エ）の提出は不要。

（2）企画提案書等の提出について

下記書類を持参または郵送（令和7年12月12日（金）午後5時（郵送の場合は、令和7年12月11日消印有効））にて提出すること。なお、様式第6号～第10号及び企画提案書（任意書式）の副本については、企画提案参加申込者が判明・特定できる表現（社名やロゴ等）を一切使用しないこと。

ア 様式第6号 会社概要書及び業務実績調書（7部：正本1部、副本6部）

※会社概要書については様式第6号の内容が記載されている会社案内パンフレットの添付も可能。副本に
関しては記載不要。

※業務実績調書については過去5年以内におけるドローンを活用した業務（実施中、受託中のものを含
む）を記載すること。

※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること。

イ 様式第7号 業務経費見積書（7部：正本1部、副本6部）

※補助対象経費については、補助金交付要綱第4条第1項に記載のとおり。

※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、出来るだけ具体的な内訳を記載すること。

ウ 様式第8号 使用する機体の性能等（7部：正本1部、副本6部）

エ 様式第9号 企画提案概要書（7部：正本1部、副本6部）

※本業務の実施体制図及び工程表を添付すること。

オ 様式第10号 操縦者一覧表及び確認書（7部：正本1部、副本6部）

カ 任意書式 企画提案書（7部：正本1部、副本6部）

（3）提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟6階

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

第5 事業者選定

1 選定方法

応募のあった提案業務は、プレゼンテーション審査を実施し、千葉市が設置する選定委員会の審査員が3「審査基準」に基づき、総合的に評価し、選定する。なお、応募多数の場合は書類審査を実施する場合がある。その場合、プレゼンテーション審査は書類審査の通過者のみに対して行う。応募が1件のみであった場合は、書面審査のみとする場合がある。

書類審査の実施及び結果は、合否を問わず、国家戦略特区推進課から応募事業者に通知する。ただし、合計点数が、選定委員会が定める基準点（合計点数の6割）を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。

複数の提案を選定する場合の補助額は、補助上限額を限度に原則として合計点数が最も高い者から優先的に配分し、予算上限に達し次第終了とする。この場合における補助額は、予算残額を上限額とする。

2 プrezentation審査について

（1）日時 令和7年12月中旬頃 ※詳細は追って個別に通知する。

（2）場所 千葉市役所

（3）注意事項

- ア 必要に応じて共同提案者も同席の上プレゼンテーションを行うこと。
- イ プrezentationは、提出した企画提案書のみを使用し、未提出の資料を使用することはできない。
- ウ 各事業者のプレゼンテーション時間は、15分以内とする（質疑応答を除く）
- エ プrezentationには、紙資料の他、プロジェクターを使用することができる。
(プロジェクターを使用する場合は、事業者にてPC本体を用意すること。)

3 審査基準

評価項目	評価の着目点		配点基準
基本方針	事業者の示す事業内容は明確かつ本補助金の趣旨と合致するか。		10
実施能力	実施能力	本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	10
	実施体制	実施体制は組織化され、整備されているか。また、適切な人員が配置されているか。	10
	実施工程	工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	10
業務内容	先進性	先進性に優れているか。	15
	具体性	実施に向けた手順や方法が具体的に示されているか。また、安全管理の手法が明確か。	15
	効果・持続可能性	業務の高度化・効率化、ドローンに対する社会受容性の向上、ドローン産業の発展・振興に資する事業であるか。 本事業終了後も、ドローンの活用を継続できる体制が整備されているか。また、事業の発展性や新たな技術・市場との連携可能性があるか。	30

4 その他

必要に応じて、事業者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

5 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

第6 審査結果の通知

- 1 通 知 日 令和7年12月下旬頃
- 2 通知方法 参加申込書を提出した全員へ電子メールで結果を通知する。

第7 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- 1 事業者要件を満たさない場合
- 2 本実施要項を順守しない場合
- 3 提出書類の期限を遅延した場合
- 4 提出書類に虚偽があった場合
- 5 提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- 6 審査の公平性を害する行為があった場合

7 前各号までに定めるもののほか、著しく審議の公平性に反する行為があった場合

第8 その他

- 1 提出書類の作成、提出に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。
- 2 提出された書類等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- 3 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- 4 企画提案書等の著作権は、参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- 5 その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定する。